破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２０９号
相模原市緑区中野1343番地
破産者　大用　順司
１　決定年月日　平成28年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１０号
相模原市緑区中野1343番地
破産者　大用五十子
１　決定年月日　平成28年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５６５号
札幌市豊平区美園６条４丁目２番15号
破産者　三味　雄司
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５８号
札幌市中央区南11条西12丁目１番28―105号
破産者　伊藤　弘美（旧姓下條）
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４２号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目５番８号
破産者　中村　弓恵
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６５号
札幌市清田区清田１条２丁目４番46号　清田レモンハイツⅡ―102号
破産者　黒江　広海（旧姓大西）
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７６号
仙台市宮城野区新田３丁目22番18号
破産者　玉木　　勲
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
東京都荒川区東尾久６丁目１番18号　ＯＲＩＨＩＭＥ201、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字袖ケ沢90番地　町営住宅３―５
破産者　宍戸　三宏
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８６号
東京都荒川区東尾久６丁目１番18号　ＯＲＩＨＩＭＥ201、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字袖ケ沢90番地　町営住宅３―５
破産者　宍戸　美子
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字獅子前124番地の20
破産者　齋藤　竜馬（旧姓阿部）
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
宮城県塩竈市芦畔町２番18号
破産者　鎌田登美江
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
秋田市豊岩小山字狐森225番地
破産者　池田　裕子
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８号
秋田市豊岩小山字狐森225番地
破産者　池田　絢介
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６号
秋田市川尻みよし町10番24号　フレグランスソウシャ202号
破産者　千葉　亮宜
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８号
千葉県柏市大室462番地２　東129街区６―２　ベルクラールⅡ―101号
破産者　池田　悦子
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３号
茨城県常陸大宮市栄町1327番地の４　ヴィラドーン102
破産者　鈴木　幸司
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第８２号
群馬県太田市大原町2280番地４
破産者　星野　修司
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４９５号
さいたま市大宮区大成町３丁目537番地１
破産者　齊藤　和美
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５８１号
埼玉県志木市幸町４丁目17番２号
破産者　藤田　栄一
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係